



令和 4 年 1 0 月 7 日 (金)  
国土交通省 関東地方整備局  
建 政 部

## 記者発表資料

### 建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

関東地方整備局は、パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区）に対し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を実施しました。

詳細は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

竹 芝 記 者 クラブ  
神 奈 川 建 設 記 者 会  
横 浜 海 事 記 者 クラブ  
埼 玉 県 政 記 者 クラブ

#### 問い合わせ先

建政部 建設産業第二課長 おくぬき 奥貫 ひろし 浩司（内線6651）  
建設産業第二課長補佐 ひらぐり 平栗 まさる 勝（内線6653）  
電話 048-601-3151（代表）

別紙

令和4年10月7日  
関東地方整備局建政部

### 建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

国土交通省関東地方整備局長は、本日、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を下記のとおり行いました。

#### 記

#### 1. 措置対象業者

商号 パシフィックコンサルタンツ株式会社  
登録番号 建01-141  
代表者 代表取締役社長 大本 修  
所在地 東京都千代田区神田錦町3-22

#### 2. 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

##### (1) 登録停止期間

令和4年10月21日から令和4年12月19日までの60日間

##### (2) 登録停止対象部門

河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、農業土木部門、水産土木部門、造園部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門、機械部門、電気電子部門、廃棄物部門

#### 3. 措置理由

パシフィックコンサルタンツ株式会社の元社員については、元富山市建設部長らと共謀の上、平成31年4月26日に公募型提案協議（プロポーザル）方式により発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁（呉羽山・城山連絡橋）設計等業務委託」及び令和元年6月26日に公募型提案協議（プロポーザル）方式により発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の締結に関し、パシフィックコンサルタンツ株式会社・株式会社ジイケイ設計の共同企業体を同契約の受託候補者に特定

させようと考え、元富山市建設部長から有利な取り計らいを受けてプロポーザル審査に参加し、もってそれぞれ偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行ったとして、令和4年6月22日に富山地方裁判所から、刑法第60条（共同正犯）及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）の罪により、懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、同年同月24日にその刑が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

(参考)

建設コンサルタント登録業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準

<https://www.mlit.go.jp/common/000149435.pdf>